



# 足立区議会だより

足立区議会事務局 ☎(882)1111 No. 96




## 第2回 定例会

足立区議会は第二回定例会を六月九日に開き、会期九日間で六月十七日に閉会しました。今定例会では、各会派の代表による質問があったのち、昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号)など三十六件の区長提出議案及びみなさんから出された請願・陳情の審議を行いました。審議の結果は別掲のとおりです。区長から人権擁護委員候補者小泉清治氏・児矢野操氏・荒井智恵子氏の推せんにあたり、議会の意見を求められ、全員異議なく同意しました。

# 五反野親水緑道(仮称) 造成契約議案など可決

### 六議員が 論戦を展開

六月九日の本会議初日、議案の審議に先立ち、各会派を代表し、次の六名の議員が区政全般にわたり質問を行い、区長を始め執行機関の答弁を求めました。

- 川下政信議員(自由民主党足立区議団)
- 石川 純議員(自民党第一区議団)
- 友利春久議員(公明党)
- 石川千代子議員(共産党)
- 逸見英幸議員(民主クラブ)
- 野中栄治議員(社会党)

### 区長提出議案は すべて可決

今定例会には、区長から補正予算一件、条例の制定一件、条例の一部改正八件、請負契約十二件、区道認定及び区有通路の設置十三件、区道路線の廃止一件の計三十六議案が提案されました。

議案はいづれも所管の常任委員会に付託審査され、九月十七日の本会議において、すべて委員会審査報告のとおり原案可決されました。

## 暑中 お見舞い 申し上げます



<p>公明党 向後昭三</p> <p>共産党 菅原 勲</p> <p>民主クラブ 藤波正寿</p>	<p>飯田豊彦</p> <p>小野 実</p> <p>(民社党) 須賀寿雄</p>	<p>忍足和雄</p> <p>五十嵐英生</p> <p>(新自由クラブ) 逸見英幸</p>	<p>小久保雅捷</p> <p>石川千代子</p>	<p>宮原 進</p> <p>今井重利</p> <p>社会党 浜崎健一</p>	<p>上田二郎</p> <p>大島芳江</p> <p>社会党 中川外行</p>	<p>白川由人</p> <p>針谷幹夫</p> <p>野中栄治</p>	<p>西口喜代志</p> <p>北詰光男</p>	<p>友利春久</p> <p>瀬川三則</p>	<p>自由民主党 (足立区議団)</p> <p>川下政信</p> <p>高島直樹</p> <p>杉山秀雄</p> <p>島崎義雄</p>	<p>井上市三郎</p> <p>(第一区議団)</p> <p>石川 純</p> <p>上野 登</p>	<p>藤木二幸</p> <p>鹿浜 清</p>	<p>鈴木金治郎</p> <p>渡辺 穂</p> <p>藤沼壮次</p>	<p>八田正和</p> <p>大神田賢次</p> <p>鈴木大蔵</p>	<p>副議長 河合平内</p> <p>卷田清治</p> <p>清水大蔵</p>	<p>議長 浅田良作</p> <p>河合平内</p> <p>森 信雄</p>
---	---	---	---------------------------	---	---	-------------------------------------	--------------------------	-------------------------	--	---	-------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--

足立区議会では虚礼自粛を申し合わせておりますので、本紙をもって暑中お見舞い申し上げます。

# 自由民主党

(足立区議団)

都区制度改革・性急な協議開始は、国ベースにならないか

【問】制度の円滑な運営には都区間の役割分担を明確化し協力関係を担保することが重要課題と考える。しかるに、多くの検討課題を残したまま自治省との協議を始めたがこれでは自治省の意向が大勢を占めてしまわないか。

【答】(一)改正如何によつては、首都東京のあり方にも影響を与えるものであり、今後特別区制度改革推進委員会の協議を経て区の意向を国に反映させていきたい。(二)都区のトップレベルでまとまった事は当然自治省も尊重すべきものとする。ただ、法改正等関係各省に関連するものは、自治省の指導も必要と考える。

【問】基本合意はできたが、財源配分、財政調整制度、清掃の一部移管、呼称等未確定

要素の多い中で、どの様に住民と一体となった活動をしていくのか。

【答】細目は定っていないが、普通地方公共団体への移行、まちづくりをはじめとした事務権限の増大、(三)財政制度の改革の三点を中心に区民の理解と協力を得るための活動を進めていきたい。



庁舎の統合をどう達成するか

【問】本年四月中央本町庁舎が完成し、区民の利便に供されていることは高く評価する。しかし、本庁機能の二分から発生する不便さ、分離による二重投資、経費増も見逃すことができない。一日も早く議会棟、高層棟を建設し、総合庁舎を完成させるべきと考えるが、今後、庁舎の統合をどう達成させるのか。

【答】都区制度改革に伴う事務増、指摘の不便さ、経費増の要素もあり、五十七年の建設審議会の答申、議会の意見を伺いながら統合化を図っていきたい。

【問】出生児の減少により、定員未充足私立保育園が増え運営上大きな影響を与えている。受託児に対する保母数は定められており、園児数の未充足に対し、職員の解雇による調整などは、法的にも容易

ではないことは理解できるところと思う。定員定額制等自治体の対応は異なるが、何らかの措置はとれないのか。

【答】保育措置の面で欠員の生じないよう努力していきたい。定員定額制については、なお研究させてほしい。

(第一区議団)

第二次基本計画の特色は何か

【問】現行基本計画策定後の社会構造、財政環境の変化、計画事業の高率達成等を踏まえ、見直しを行い第二次基本計画の策定に入ったことは当を得たものと評価する。

【答】人口の高齢化、技術革新に伴う情報化の進展等の社会構造の変化に伴う区民ニーズの変化、都区制度改革等の新しい時代に即応した諸施策を積極的に推進し、都市生活を豊かにし、地域社会の発展を図ることとしており、計画の特色としては、(一)十三プロック毎に土地利用計画を策定し、地域特性を考慮したまちづくりを進める。(二)再開発事業と商店街の振興。(三)河川、水路の整備など、今後十年間に区民、民間企業に係わりの深い区政の重点課題を位置づけた。

【問】区は、災害対策を重点施策として各種事業を進めているが、区民の生命と財産を守るため一層の努力を望むものである。そこで災害備蓄物資の現状と備蓄倉庫の建設計画を伺う。

【答】現在六ヶ所の備蓄倉庫に乾パン四十万五千余食、毛

布二万九千枚を中心とした生活必需品五十品目を備蓄し災害に備えている。備蓄倉庫は、今年度一ヶ所増設し、今後は空教室等の活用を図りながら充実を図っていきたい。



神領堀の親水化を要望する

【問】区内には往時、灌がい用水路として利用され、子供達の魚とりや遊び場として親しまれ、現在はその機能を失い排水施設となつている水路が多くあるが、下水道整備の進捗に伴いいづれ廃滅するものと考えられる。このような状況の中で、幹線水路であり幅員も広い神領堀は是非とも地域住民に親しまれる親水河川として再生されたい。区の計画を伺う。

【答】現在、区内河川、水路の総合利用計画の調査を行っている。この調査の中で、可能な箇所については親水化を図れるよう検討していきたい。

【問】地場産業育成、都市型工業への転換を図り、調和のとれた発展、区内産業の振興を目的とする商工センターを建設するところがあるが、何時、どこに建設する予定か。

【答】六月中に基本構想策定委員会を設置し、施設の性格機能、場所等の基本事項を調査、検討願う予定である。

# 公明党

基本計画には社会変動に対応した施策の体系化を

【問】計画策定には基本理念が重要であり、第二次基本計画は当然二十一世紀を展望したものでなければならぬ。今後到来する高齢化、国際化、情報化、ハイテク化、働く女性の時代等々の社会変動にマッチした施策の体系化が必要と考える。見解を伺う。

【答】区の将来のあるべき姿を描き、実現のための諸条件手段を明確にしていく中でミニマムの確立、女性の就業機会の拡大、事業量の増大に伴い、事業執行の分権管理と総合性、一体性確保のための補完システムも含め検討する。

【問】当区の中小企業対策は内容に乏しく、効果の程が疑問である。そこで(一)不況業種の指定拡大(二)貸付条件の緩和(三)各種融資の利子補給(四)公共事業の前倒し発注等の措置を推進すべきと思うがどうか。

【答】(一)当初作業手順等に戸惑い、不慣れな点があったが、栄養士の指導等もあり、現在は順調に推移している。また一部新聞に報道された、検便未実施での業務従事事件は、調査の結果、業務従事前に検便実施済みが確認された。現状の紹介は、あとしばらく推移をみ、実績を積み重ねた時点で実態を紹介したい。



# 共産党

【問】新たに実施される特定中小企業者事業転換等臨時措置法に基づく施策を含め周知を図る。(二)昨年度二度にわたる利率の引き下げ、本年四月には、運転資金、設備資金の融資限度の引き上げの実施。(三)大型店対策、公害防止施設

整備の二資金の利子補給を実施。各種融資に係る信用保証料は全額区で負担。今後も都、他区の状況をみて対応したい。

【問】国庫補助金の削減は、国家財政の危機的状況の措置とはいえ、財政秩序を乱すものであり十分配慮するよう国に要望したところである。また、保育行政は区民生活に深く係わる問題でもあり、今後とも区民のご理解を得られるよう努力していきたい。



第二次基本計画は地方行革に訣別し住民福祉の増進を図れ

【問】この計画は、第一に地方行革と訣別し、第二に住民の福祉、教育の充実を図り、住民福祉の増進の中で真に住みよい足立の建設に向けて進めるべきと思うがどうか。

【答】行政改革の目的は「地域の特性を生かした街づくりを進め、活力と潤いのある地域社会を創出し、新たな行政課題に対応していく」ことである。第二次基本計画は、真に住みよい足立の建設を目指して策定するものであり、限られた財源と人員を重点的な課題に当て、機動的な組織を作りあげていく所存である。区民の活力を引き出す「街づくり」を進めよ

【問】これ迄区が進めてきた福祉、教育の切りすてをやめ、直ちに元に戻すと共に、学校、

# 民主クラブ

保育園の統廃合や給食委託も中止し、地場産業や地域商店街の活性化を図る等、実効ある施策を第二次計画に盛り込むべきであるがどうか。

【答】第二次基本計画の改訂にあたっては、工業振興、商業振興を重点課題として取り組む考えであり、更に街づくり施策等を実施していかなければならないと考える。そのためには行政の全ての分野で役割が達成されたものを改めていく必要があると思つている。

【問】歴史的文化財の西新井大師を中心とする区民憩いの森と周辺にコミュニティ道路の造成、公渠の親水化等特色ある街づくりを提案するがどうか。

【答】現段階で西新井大師付近をコミュニティ化、親水化するには、交通、下水道整備等の多くの当面する課題はあるが特色ある街づくりとしては、歴史と文化を秘めた地区として、今後周辺地域を含めた整備を図っていかないと考えている。

聖域を設けず、さらに行革に取り組み

【問】特殊勤務手当の見直し学校給食の民間委託等々、着実に実施してきた事を評価する。特に区職員の特務勤務手当の見直しは、区民の厳しい目を考えた時、緊急の課題である。他区に先がけての実施は高く評価する。今後も聖域を設けず、大綱に沿い果敢に行革に取り組みべきと考えるが、区長の所見を伺う。

【答】特定の事務事業を聖域化して対象外とすることは行政改革の目的にもとり、適切

# 区政

当公園は、十五・六ヘクタールあり、都立公園として開園されているものである。しかし、区民、議会から移管への強い要望もあり再三都に要請してきたが、現状では都として移管できない状況にある。今後とも都に対し強く働きかけていきたい。

【問】大きな争点であった、心のこもった給食が食べられなくなる。の点で直営方式との差異が生じているか。また、栄養士による指導に限界があるとの見解が一部にあったが、現状はどうか。

【答】教育活動の一環としての心のかよった手作りの給食に変化はない。教育委員会として給食の意義を事前に十分説明し、受託業者も心くばりに注意を払っており、良好な人間関係が形成されているとの現場からの報告である。

栄養士の調理指導で、職業安定法の関係で問題があるとのことであったが、業務責任者等との打ち合せを通じ調理方法、手順の説明、反省、確認を行い円滑な運営が行われている。

【問】保健所などの充実を図れ

【答】保健所に対する区民認識の深まり、施設の整備、事業の拡大等評価すべき点多々あるが、受益者負担の導入専門医、保健婦不足の問題等もあり必ずしも住民サービスが保障されているとは限らない。専門医を導入し、大学病院との提携の拡大を図り人的面での充実を図りたい。



東綾瀬公園区移管の見通しは

【問】東綾瀬公園は、綾瀬駅に近接する公園で、その利用も広範な形態でされており、早期の区移管が望まれている。区も鋭意努力しているが、その経過と見通しについて伺う。

【答】公園事業は、面積十ヘクタールを基準に都、区で役割を分担するとの合意がある。

を得て実施している。勤務医については、学会参加、研修等により能力向上に努めている。また、大病院との連携については、医師の派遣依頼研修生の受け入れを通じて今後一層拡大を図っていきたい。



結核対策の強化策を問う

【問】戦後、予防法、治療法の進歩により、結核事情は改善され、患者数は減少した。しかし、区内には千三百余名の患者がおり、毎年二百、三百名の新登録患者が発生している。更に治療のため二億五千万円余の公費が支出されている状況を見た時、決して軽視できない問題である。旧来の体制では、解消し得ない問題であると考え、組織体制の強化を図り、結核研究所との強い提携を保ち予防体制の万全を期せられたい。

【答】結核への関心を喚起し有症時の早期受診、家族検診患者の追跡管理等の充実を図っていきたい。結核研究所との連携は、現在も行っており今後も継続し努めていきたい。

【問】騒音障害の防止と街づくりを目的とする通称「沿道法」の指定を環七及び四号線の沿道地域が受けた。これに伴い、次の点についての区の対策を問う。

沿道法第七條に定める、交通騒音防止のための沿道整備道路構造改善について環七に關し具体的にどう措置したか。

【答】沿道整備計画の範囲は、路端から奥行何メートルとするのか。また、その規定の根拠は何か。

【答】沿道法の維持補修、街路樹の植栽、防音壁の設置などの改善が図られた。今後も都に対し一層の改善を要請すると共に沿道環境の整備に努めたい。

【法に特段の定めはなく、区市町村が沿道の土地利用、公共施設の現状、整備状況などを総合的に勘案し決定する。区は、防災対策等も考慮し概ね三十メートルの範囲を考えている。

## 可決した主な議案

▼補正予算

昭和六十一年度東京都足立区一般会計補正予算(第一号)

(歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三二、四二七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二二七、九二三、六四一、千円とするもの。)

(衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務に要する経費を計上した。)

▼条例の制定

【区民の健康の増進を図るため、健康学園施設を利用に供

【職員の給与に関する条例の改正に伴い、規定を整備するもの。】

東京都足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【職務と責任の適正化を図るため、給料表の等級を新設するもの。】

東京都足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

【職員の給与に関する条例の改正に伴い、規定を整備するもの。】

東京都足立区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

【組織改正に伴う公報備置き場所の名称変更及び配布日に関する規定を整備するもの。】

東京都足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

【外国人に関する規定を整備するとともに被保険者の負担軽減を図るもの。】

東京都足立区区民センター条例の一部を改正する条例

【使用料の額を改定するもの。】

東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例

【使用料の額を改定するもの。】

東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例

【青井四丁目及び島根四丁目

## 舎人新線建設実現に向け 勉強会開催

足立・荒川両区議会では、交通機関整備を所管する両区の特別委員会委員を中心に、尾久・舎人新線建設促進協議会を結成し、実現に向け活動を行っております。

新線建設計画も、運輸政策審議会の答申以降、都、足立区荒川区による基礎調査の実



児童遊園を開設し、保木間第六児童遊園を廃園するもの。】

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【選挙長及び開票、投票の管理者並びに立会人の報酬額を改めるもの。】

請負契約(指名競争入札)

【契約金額】契約の相手方

五反野親水緑道(仮称)造成その一工事

【三億三千百六十六万円】

清水・金澤建設共同企業体

五反野親水緑道(仮称)造成その二工事

【二億一千八百八十四万円】

清水・金澤建設共同企業体

堀川護岸改修工事

【三億四千三百万円】

東亜・太陽建設共同企業体

緑道整備工事

【九千八百万円】

英興建設株式会社

歩道設置工事

【一億三千六百五十万円】

森川建設株式会社

東京都足立区千住仲町公園改良工事

【九千三百万円】

株式会社 新井組

東京都足立区婦人会館・梅田センター(仮称) 新築機械設備工事

【三億円】

東熱・関冷建設共同企業体

東京都足立区婦人会館・梅田センター(仮称) 新築電気設備工事

【三億二千八百万円】

新生・三浦建設共同企業体

東京都足立区西伊興センター(仮称) 新築機械設備工事

### 特別区道路線の認定

所在地	延長(m)	幅員(m)
青井一丁目地内	192.24	5.95~6.00
青井三丁目地内	364.29	4.00~10.00
江北北部土地区画整理組合施行地内	8,831.13	4.00~18.00
扇一丁目地内	106.84	4.00~4.01
興野二丁目地内	86.63	4.00~4.51
本木二丁目地内	93.65	4.00~4.52
谷中一丁目地内	42.43	4.07
平野三丁目地内	80.45	4.00~4.09

### 区有通路路線の設置

所在地	延長(m)	幅員(m)
平野三丁目地内	31.48	3.96~4.06
扇一丁目地内	115.72	3.28~4.18
西新井栄町三丁目地内	119.41	3.02~4.07
中川二丁目地内	277.08	2.53~3.80
本木南町地内	230.02	1.80~3.90

意見の分れた案件

件名	会派名	結果
○ 東京都足立区区民センター条例の一部を改正する条例	自由民主党 足立区議団	○
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	区議団	○
○ 東京都足立区児童遊園条例の一部を改正する条例	公明党	○
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	共産党	×
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	民主クラブ	○
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	社会党	○
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	原案	○
○ 東京都足立区区民福祉センター条例の一部を改正する条例	可決	○

(注: ○賛成 ×反対)

議会のしくみ

議員

足立区議会は、五十六名(欠員三名、現員五十三名)の議員で構成されています。

任期は四年です。現在の議員は五十八年四月二十四日の選挙で選ばれました。

議員の人数は、区の人口に応じて法律で定められております。(法定数)法定数の範囲内で条例により定めることができます。(条例定数)

議長と副議長

区議会には、議員の中から選ばれた議長と副議長がおります。

議長は、議会を代表して、区長や他の団体との連絡、協議を行ったり、国や都へ意見書を提出したりします。また議会内部では、本会議の開会閉会を宣言し、会議を主宰し、秩序正しく混乱しないように進めたり、区議会事務局の職員を指揮して、議会の事務をとらせます。

副議長は、議長が欠けたり病気などで職務をとれないとき、その代わりをつとめます。

会派

区政に対する考え方や意見もさまざまです。しかし、同じ考え方・意見を持つ人がいる場合、各人バラバラで行動するよりグループ(会派)を作り、会派で検討しながら進めた方が合理的であり、自分達の考え方をより強く打ち出すことができるわけです。

諸会議

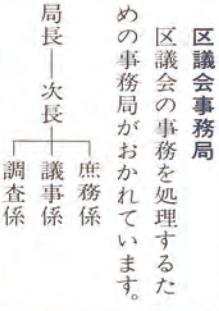
議会には、後で紹介しますが本会議、委員会があります。

他に議会の運営をスムーズにするための協議機関として、次の諸会議があります。
議会運営委員会
正副議長、各会派代表で構成され、本会議の議事運営や議長との諮問事項について協議します。
幹事長会
議会の運営についての申し合せや各会派間の連絡調整などについて協議します。
全員協議会
議員全員に周知したり報告したりする事項について協議します。

区議会のあらまし

私達がふだん利用している道路や公園、子供達に通っている学校や保育園など、皆さんの日常生活に一番みぢかな事柄を考え、処理していくのが足立区の仕事です。こうした事は、区民の皆さんが自分達で考え、自分達の手で責任をもって処理することが必要で、これが地方自治の基本的な考え方です。

しかし、全ての事柄を全員が参加して、直接処理していくことは、現実的には非効率であり、不可能です。そこで、皆さんの代表を選び、その代表が集まって、皆さんの要望なり、意思をくみとり、皆さんに代って足立区としての団体意思を決める合議制の機関が必要となり、憲法第十三条にその設置が規定されました。これが区議会です。それでは、簡単ですが、議会のしくみ、しごと等について紹介します。



議会のしごと

議決

区議会のしごとで一番重要で、代表的なものが、区長や議員から提出された議案を審議し、議決(可否をきめること)することです。
区のしごとで重要なことはほとんど議会の議決が必要で

区議会が議決するおもな事項

- ① 条例を設ける、改める、廃止すること。
② 予算を決めること。
③ 決算を認めること。
④ 区の税金を割りあて、それを集める。分担金や使用料、加入金、手数料などを集めること。
⑤ 予算金額9千万円以上の工事やものをつくる請負契約。
⑥ 区の財産を交換したり、譲り渡したり、貸したりすること。
⑦ 予算金額2千万円以上のものの取得や処分を決めること。(土地は1件5000平方メートル以上)
⑧ 使いみちが指定されたものや金銭を受け取ること。
⑨ 法律や政令・条例で決めていることを除いて、区の持つ権利を手放すこと。
⑩ だいたいな区の施設を、長い期間、独占的に使用させること。
⑪ 区が審査請求や不服の申立て、訴えを起こす。和解、斡旋、調停、仲裁に関すること。
⑫ 法律で区の義務づけられた損害賠償の額を定めること。
⑬ 区内の公共的な団体などの活動の総合調整に関すること。
⑭ その他法律や政令、条例により区議会の権限にはいること。

会議のあらまし

本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は、三月、六月、九月、十一月の年四回開かれます。臨時会は、必要がある時に、その都度開かれます。
本会議は全議員で組織され、議員定数の半数以上が出席して成立します。議案の議決は

区政の調査と検査

区議会は、区の仕事が正しく行われているかを調査したり報告を求めることができま。また、国、都から区長や教育委員会などに任された仕事については、参考資料の提出や説明を求め、質問したり意見を言うこともできます。また、監査委員に専門的な監査を求めて、その結果の報告を請求することもできます。

議決を得ないと区長は仕事を進めることができません。議会が議決するおもなものとして、次のようなものがあります。(左欄の表参照)

同意

助役、収入役、教育委員、監査委員などを区長が選任または任命するときは議会の同意が必要で、

意見書の提出

皆さんの生活にとつて重要なことから、足立区だけでは解決できないものについては、区議会では、意見書や要望書を国や都などに提出し、

区議会では、区政についての皆さんの要望を請願や陳情の形で受理します。
区議会では、受理した請願、陳情について慎重に審査のうえ、取り上げるべきものは「採択」とします。採択されたものうち、執行機関が処理することが適当なものは区長等に送付し、その実現を要望し、結果の報告を求めま。

ど議会の意思を決定する重要な会議です。
委員会
議案、請願などの議決は本会議で行いますが、実質的な審議は委員会で行っています。これは区のしごとが非常に多く、その内容も複雑で専門的になってきたため、各部門ごとに詳しく検討した方が合理的だからです。
足立区議会は、条例によって六つの常任委員会を設けております。議員は必ずどれか一つの委員会に所属し、任期は一年と決められています。特別委員会はこのような決まりはなく、特に重要な問題を調査するときに設置され調査を終了すると消滅します。
なお、区の前算や決算を審査する場合は、特別委員会を設置するのが慣例となっています。

常任委員会

- 総務委員会
区政の企画、区の財政計画広報、区の組織、契約、防災情報公開、出納、選挙など。
区民委員会
区民生活の振興、戸籍、産業経済、税務、年金、国民健康保険、交通安全など。
厚生委員会
社会福祉、保育園、保健衛生など。
土木委員会
道路、河川、下水道、公園など。
都市環境委員会
まちづくり、建築、緑化、公害、環境保全など。
文教委員会
学校教育、社会教育、婦人対策、幼稚園、図書館など。
《特別委員会》
交通機関誘致対策特別委員会

議会活動を知るには

区内交通機関の整備に関する調査研究を行っております。駅前再開発調査特別委員会
駅前再開発及び周辺地区整備に関する調査研究を行っております。
都区制度調査特別委員会
都区制度改革に向け、財政事務移管、呼称等について調査研究を行っております。
商工活性化対策特別委員会
地場産業、商業活動の環境づくり、制度融資など商工業の振興に関する調査研究を行っております。

わがわが区民の請願・陳情

採択したものと
設反対に関する請願
○(仮称)グリーンパーク花畑五丁目マンション十一階建設に関する陳情
○三信住宅・中高層共同ビル建設に関する請願
(関係者相互合意後に建築許可を)

不採択にしたもの
○江北公園にテニスコート、ソフトボール場の造成に関する請願
○都立高校建設等に関する陳情
○敬老入浴券の継続復活と生活保護世帯への無料入浴事業に関する請願
○公害健康被害補償制度の指定地域解除に関する請願
○老人医療費の自己負担金引き上げに関する請願
(引き上げ反対)

継続審査にしたもの
○丸三製紙株式会社跡地の公園緑地設置に関する請願(二件)
○補助二五八号線と東武伊勢崎線立体交差工事に伴う設計変更に関する請願
○国家機密法制定反対に関する請願
○工場騒音に関する請願

請願・陳情の提出はこのような形で

請願書・陳情書は別図を参考に作成し、区議会事務局へ提出して下さい。いつでも受け付けています。ただし、処理の都合上定例会招集日の七日前(土・日を除く)までに提出されたものはその定例会で審議され、それ以降のものは次の定例会で審議されます。
(請願・陳情書に必要な事項)
① 請願・陳情の趣旨
② 提出年月日
③ 請願・陳情者の氏名・住所(法人、団体の場合はその名称及び代表者の氏名)・押印
④ 紹介議員の署名・押印(陳情の場合は必要ありません)

Form for submitting petitions and opinions, including fields for name, address, and contact information. It includes a section for the petitioner's name and address, and another for the petitioner's name and address if they are a representative of a corporation or organization.